

保険証などの有効期限は7月31日(木)です

7月31日(木)をもって国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者証、資格確認書が有効期限を迎えます。

国民健康保険に加入している人

問 国保年金課国保年金係 ☎95-9891

6月末時点でのマイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）の有無により、以下の書類を交付します。

	交付するもの	医療機関への提示	有効期間
マイナ保険証 有り	資格情報の お知らせ	マイナ保険証を提示 ※カードリーダーが使えない医療機関を受診するときにマイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示	70歳未満の人の有効期限なし 70歳以上の人の有効期限は原則、2026年7月31日(金)までの1年間
マイナ保険証 無し	資格確認書	資格確認書を提示	原則、2026年7月31日(金)までの1年間

※資格情報のお知らせについては、既に交付されている70歳未満の人には記載内容に変更がない限り、今回の一斉更新時には送付しません。

▼高齢受給者証の交付の終了について

8月1日(金)以降、高齢受給者証の交付を終了します。令和7年度以降の一斉更新の際には、負担割合の記載された資格情報のお知らせ又は資格確認書を送付します。また、8月以降に新たに70歳になった人や一部負担割合に変更があった人には随時送付します。

後期高齢者医療保険に加入している人

問 国保年金課医療係 ☎95-9892

後期高齢者医療制度加入者には、マイナ保険証の有無に関わらず、申請なしで2026年7月31日(金)まで使える資格確認書を交付します。8月以降もマイナ保険証を持っていなくても、資格確認書で医療を受けられます。

▼資格確認書などの郵送方法について

- ・資格確認書は、7月中旬から下旬に簡易書留で自宅に郵送します。不在で受け取れなかった場合は、碧南郵便局に再配達希望の連絡をするか、碧南郵便局で受け取ってください。8月1日(金)以降は市役所で保管しているので、本人確認書類を持参し、受け取りに来てください。
- ・資格情報のお知らせ（国保）は、7月中旬から下旬に普通郵便で自宅に郵送します。なお、同じ世帯の中で、マイナ保険証を持っている人と持っていない人が混在する場合、資格情報のお知らせと資格確認書を別々に郵送します。

▼有効期限が切れた資格確認書などについて

有効期間が過ぎた資格確認書、被保険者証及び高齢受給者証は各自で適切に裁断の上、廃棄してください。

国民年金保険料免除制度



問 国保年金課国保年金係 ☎95-9893

7月より令和7年度分（7月～2026年6月）の国民年金保険料の免除申請が可能です。前年中の所得が少ないなど、保険料納付が困難な人は申請により定額保険料が免除される場合があります。

被保険者本人、配偶者、世帯主の2024年中の収入が申告済みであることが必要です。また、免除は申請日から2年1か月前の分まで遡って申請することができます。詳しくはホームページを確認してください。

免除の種類 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除（一定の所得制限あり）

※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請ができます。詳しくは日本年金機構のホームページを確認してください。